

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人佑志会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県日置市伊集院町徳重二丁目 5 番地 5

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 8 年 2 月 1 6 日

(4) 設立登記年月日 平成 8 年 2 月 2 6 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	守屋 豪貴	
理 事	守屋 直子	
同	今村 千春	
同	守屋 佑紀	
同	守屋 佑一	
同	田中 宏美	
監 事	岩元 耕兒	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	守屋病院	鹿児島県日置市伊集院町徳重二丁目5番地5	一般病床 19床 療養病床 48床 [医療保険 48床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所			一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人保健施設			入所定員 名 通所定員 名
介護医療院			入所定員 名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
グループホーム花々館	鹿児島県日置市伊集院町徳重三丁目3番地14	
グループホーム花々館 郡山	鹿児島県鹿児島市郡山町2157番地1	
有料老人ホームももの木	鹿児島県日置市伊集院町徳重二丁目8番地3	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）
該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和2年5月29日 平成31年度決算の決定
- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
該当なし
- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
該当なし
- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
該当なし
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当なし
- (9) その他
該当なし

様式 2

法人名 医療法人 佑志会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県日置市伊集院町徳重二丁目5番地5

財 産 目 録

(令和 4年 3月31日現在)

1. 資 産 額	1,098,946 千円
2. 負 債 額	1,559,278 千円
3. 純 資 産 額	△ 460,332 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	269,302
B 固 定 資 産	829,643
C 資 産 合 計 (A+B)	1,098,946
D 負 債 合 計	1,559,278
E 純 資 産 (C-D)	△ 460,332

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 佑志会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県日置市伊集院町徳重二丁目5番地5

貸 借 対 照 表

(令和 4年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	269,302	I 流 動 負 債	526,301
現金及び預金	154,284	買掛金	16,846
事業未収入金	110,496	短期借入金	451,604
たな卸資産	2,726	未払金	37,528
前渡金	0	未払費用	2,204
前払費用	137	未払法人税等	333
その他の流動資産	1,659	未払消費税等	1,212
II 固 定 資 産	829,643	預り金	1,585
1 有形固定資産	789,823	賞与引当金	13,020
建物	511,207	その他の流動負債	1,969
構築物	5,359	II 固 定 負 債	1,032,977
医療用器械備品	635	長期借入金	1,002,025
その他の器械備品	1,262	その他の固定負債	30,952
車輛及び船舶	375	負 債 合 計	1,559,278
土地	240,518	純資産の部	
その他の有形固定資産	30,467	科 目	金 額
2 無形固定資産	371	I 出 資 金	50,000
ソフトウェア	147	II 積 立 金	△ 510,332
その他の無形固定資産	224	繰越利益剰余金	△ 510,332
3 その他の資産	39,449	III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
長期前払費用	32,888	純 資 産 合 計	△ 460,332
その他の固定資産	6,561	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,098,946
資 産 合 計	1,098,946		

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人佑志会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県日置市伊集院町徳重二丁目5番地5

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		698,383
2 事業費用		792,712
本来業務事業損失		94,329
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
事業損失		94,329
II 事業外収益		
受取利息	2	
その他の事業外収益	10,601	10,604
III 事業外費用		
支払利息	14,751	14,751
経常損失		98,476
IV 特別利益		
固定資産売却益	729	
前期損益修正益	1,572	2,301
V 特別損失		0
税引前当期純損失		96,175
法人税等		333
当期純損失		96,508

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 佑志会
 所在地 鹿児島県日置市伊集院町徳重 2丁目 5番地 5

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の内容	関係事業者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
無	無	無	無	無	無	無	無		無

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人佑志会

理事長 守屋 豪貴 殿

私（注1）は、医療法人佑志会の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- （1）事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （2）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （3）計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （4）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 5月29日

医療法人佑志会

監事 岩元 耕兒

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動損益計算書、キャッシュフロー計算書及び付属明細表」とする。